

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則
 - 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則
- （以上県例規集登載）

行政改革推進室

”

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第二十三号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の表中「防災対策班」を「防災対策班 地域防災推進班」に、「庁舎営繕・耐震化班」を「庁舎営繕班 県庁舎耐震化班」に、「金融共済班」を「金融保険班」に、「森林保全班」を「森林経営班」に、「治山班 林道班」を「保全班 整備班」に改める。

第十六条の二中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 地域防災力の向上に関すること。

第二十一条中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第九号中「建設及び」を削り、同号を同条第十号とし、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 県庁舎の耐震化に関すること。

第三十一条の三第一号中「児童」を「要保護児童等」に改め、同条第二号中「（保健福祉課指導監査室の分掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第十号を削り、第九号を第十号とし、同条第八号中「要保護女子の保護更生」を「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。以下同じ。）の保護及び更正」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第六号を削り、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 子どもの貧困対策の総合調整に関すること。

第三十一条の三第二号の次に次の一号を加える。

三 社会的養育推進計画に関すること。

第四十四条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。
第四十八条第二号中「並びに利用」を削る。

を削る。

第百九十四条から第百九十五条までを次のように改める。

第百九十四条及び第百九十五条 削除

第三百三十条の二第一項中「工業技術センター」の下に「及び農林水産総合センター
生物科学研究所」を加え、同条第二項中「総括研究員」を「工業技術センターの総括研
究員」に改め、同条に次の一項を加える。

3 生物科学研究所の総括研究員は、上司の命を受け、生物科学研究所の専門的研究に
係る調整に関する事務を処理するとともに、専門的研究に従事する。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

の3)

別表第三長寿社会課の部4の項に次のように加える。

3 市町村に対する報告の徴収等 (第197条第1項) (岡山県介護 保険事務指導要綱(平成12年長寿第671号)に基づく事務に限る。)	<input type="radio"/> 県民局長
--	----------------------------

別表第三長寿社会課の部中5の項を6の項とし、4の項の次に次の一項を加える。

5 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の 2第1項の規定によりなお その効力を有するものとさ れた同法第26条の規定によ る改正前の介護保険法の施 行に関する事務	1 市町村に対する報告の徴収等 (第197条第1項) (岡山県介護 保険事務指導要綱に基づく事務に限る。)	<input type="radio"/> 県民局長
--	--	----------------------------

別表第三マーケティング推進室の部に次のように加える。

1 岡山県中小企業等グルー プ施設等復旧整備補助事業 に関する事務	1 復興事業計画の認定及び変更の認定	<input type="radio"/>
---	--------------------	-----------------------

事業者
復興
支

